

## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・可児市の顔・玄関づくりのための整備、市街地の賑わいづくりのための整備            (都)可児駅前線、(都)今広東線等の幹線道路については、商業利用を中心とし、多くの人々が利用する。そのため、賑わいと魅力ある駅前づくりを進め、杜にふさわしい高質な公共空間を創出し、人々が楽しく快適に歩行できる空間形成を図る。特に、(都)可児駅前線は、本市のシンボルロードとして位置づけられており、機能的、景観的に優れた空間づくりを図る。</p>	<p>・道路(可児駅前線、中恵土広見線)            ・土地区画整理事業            ・高質空間形成施設(今広東線他2路線、駅前広場、可児駅前線電線共同溝)</p>
<p>・道路機能や住環境整備            歩行空間整備及びバリアフリー化による安全で快適な道路環境の実現</p>	<p>・道路(可児駅前線、中恵土広見線、市道15号線、市道147号線)            ・高質空間形成施設(今広東線他2路線、駅前広場、可児駅前線電線共同溝)</p>
<p>・安全で安心なまちづくりのための整備            利用される全ての人々が、安心して利用出来るような公園の整備、鉄道利用者のための駐輪場整備、さらには、緊急時に対応可能となる水防センターの建設や消防活動の困難区域の解消により、地域の安心で安全な場を整備する。</p>	<p>・地域生活基盤施設(1号公園、可児駅前駐輪場、水防センター、耐震性貯水槽)            ・提案事業(防犯灯設置、消火栓整備、水道整備、下水道整備、事業効果分析調査)</p>
<p>その他</p> <p>○街並み形成の誘導を図るための方策について            良好な市街地環境の創造・保全を図るため、地区内を「駅前商業地区」「沿道商業地区」「中低層住宅地区」「低層住宅地区」に分け、地区ごとに建物の用途制限等を設け、平成19年度に地区計画の条例化を実施した。</p> <p>○交付期間中の計画管理について            交付期間中において、各種事業を円滑に進め、目標達成のために確実な効果を上げるため、毎年、実施可能な指標について算出を行い、以降の各事業の取り組みについて必要な見直しを図る。</p>	